—————————————————————————————————————	 工業高筆	 等専門学校	開講年度	-	 〔(2021年度)	授	 業科目	産業法規		
	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 MART 1 /X	1 12 1400 1 18	. (1/2)	1 122	-,~. 1 1	1		
科目番号		17380			科目区分					
授業形態	Ŕ	講義			単位の種別と単		履修単位			
開設学科		電子情報工	学科	対象学年						
開設期		後期			週時間数	2				
教科書/	教材		『標準特許法』(高 人発明推進協会)	高林龍著/有斐 ※注:このほ	閣発行),②『令和2: か必要に応じて随時	年改正 知的財産権法文集―令和3年1月1日施行版』(、資料を配付する場合がある。				
旦当教員		水野 友文								
到達目	標									
 特許 特權 特權 特詢 特詢 特詢 特詢 特詢 持該 持該 持該 	F権の保護対 Fの要件を説 Jの主体を説 F権の効力を F権の消滅事 F発明の技術 を権を説明で F権の取得手	明できる。 説明できる。 由を説明できる 的範囲を説明で	。 。 きる。 。							
レーブ	リック									
			理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レ	ベルの目	安	未到達レベルの目安		
到達目標 頁目 1 〜	₹ ~10		各項目について説明できる。		各項目について	各項目について理解できる。		各項目について理解できない。		
		 項目との関係	:					•		
本科学習	目標 1 本科	学習目標 2 本科	 斗学習目標 3							
		F1専門(電気電	子工学&情報工学	<u>*)</u>						
<u>教育方</u>	法等	E 1 4 W (*			+=k-4 A 1	-,, ,-,		E 1.5 1.5 1.5 - 1.		
概要		で活躍する。 のなかでも、 て学習する。 理士として	が自己の事業活動を守るうえで、特許を含む知的財産権は、近年益々重要となっており、その知識は企業内外る技術者にも当然に求められ、今後その必要性・重要性は更に増すものと考えられる。本講義では、産業法規も、特に、特許法を中心とする知的財産法の各種制度の基礎知識を学習し、初歩的な知的財産実務知識を併せることを通じて、技術研究開発場面で知的財産制度を活用できる技術者の養成を目指す。なお、この科目は弁て実際に法規に関する実務を担当している教員が、その経験を活かし、知的財産や産業法規等について講義形を行うものである。							
授業の進め方・方法 次回授 授業に 授業後 不明点		次回授業に 授業におい 授業後は、 不明点につ	原則、教科書に沿って行う。また、必要に応じてレジュメを配布する場合がある。 (過去に配布した資料がある場合はこれを含む。以下同じ。) は、授業で使用するので毎回持参する。 業に対応する教科書の記載箇所と関連条文について目を通しておくことが好ましい。 おいて教科書に記述のない点などについてする説明事項は適宜ノートをとることが好ましい。 は、教科書を用いて学習済み箇所を復習することが好ましい。 こついては講義後、次回講義冒頭など質問することが好ましい。 「法・評価基準】							
注意点		学年末試験 試験成績(を実施する。なお	-場合はその成績	拖する場合がある。 責も含む。) の総合評 る。	陌(100	0%)			
<u>テスト</u>		<i>15</i> 1 5 5 7								
		<u>修上の区分</u> - > ヹ						— habiata - + - +		
<i>」パク</i>	ティブラー:	_ンク	□ ICT 利用		□ 遠隔授業対応	心		☑ 実務経験のある教員による授		
	·····································									
人不印		週 授	業内容			週ごとの	 の到達目			
後期			^{文条に3日} 印的財産概論「知的財産とは・知的財産権の分類な			知的財産の概要を理解できる。				
			許法の保護対象「発明の種類・発明とは①など <u>」</u> 許法の保護対象「発明とは②など」			特許法の保護対象を理解できる。				
	3rdQ	井土			1		象を理解できる。			
		4週	特許の要件「産業上利用可能性・新規 			特許の	要件を理解	解できる。		
		5週 特	- 持許の要件「先願・拡大先願・不特許発明など」			特許の要件を理解できる。				
			権利の主体「発明者主義など」			権利の主体を理解できる。				
			種利の主体「従業者発明など」 			権利の主体を理解できる。				
		8週 特	詩許権の効力「業として・特許発明の実施・専有など			特許権の効力を理解できる。				
	4thQ	9週 特	- 特許権の消滅事由「存続期間満了・無効審決確定・特 特料不納など」			特許権の消滅事由を理解できる。				
			+科小納なこ」 寺許発明の技術的範囲「明細書と特許請求の範囲など			特許発明の技術的範囲を理解できる。				
			- - - - - - - - - - - - - - - - - - -							
		H-1	許発明の技術的範囲「技術的範囲の認定手法など <u>」</u> 施権「専用実施権・通営実施権など」			特許発明の技術的範囲を理解できる。 実施権を理解できる。				
		结	施権「専用実施権・通常実施権など」 許権の取得手続「特許出願・出願公開・審査請求・							
		13週 実	体審査・補正・査	審査・補正・査定など」			特許権の取得手続を理解できる。			
		14 小田 1特	許権侵害の攻撃防御「差止請求権・損害賠償請求権 信用回復措置・刑罰など」			特許権侵害の攻撃防御を理解できる。				
		14週 15	信用回復措置・刑	列罰など」	性・損告知惧調必惟	特許権化	皮吉の以	撃防御を埋解できる。 		
		14/2	信用回復措置・用 期復習	前部など」	催·損告知惧胡水惟 	特許権任	受害の以	掔防御を埋解できる。		

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標												
分類 分野 学習内容			7/2	学習内容の到達目標			授業週					
評価割合												
				È	合計							
総合評価割合)	100							
基礎的能力					0							
専門的能力)	100	•						
分野横断的能力					0							